

福井海区漁業調整委員会指示第5－2号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

令和5年9月1日

福井海区漁業調整委員会

会長 小林 利幸

第1 制限内容

次の表の定置漁業の欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄の保護区域においては、魚道を遮断する行為、魚群を逸散する行為、火光を利用する行為その他当該定置漁業に著しく支障を及ぼす行為をしてはならない。

定置漁業		保護区域（m）		
免許番号	漁業の種類	沖合	左側	右側
定第1号	ぶり定置漁業	350	1,800	1,000
定第2号	〃	350	1,000	500
定第3号	〃	350	1,400	500
定第5号	〃	350	2,000	500
定第6号	〃	500	1,700	500
定第7号	〃	500	1,300	500
定第8号	〃	300	1,400	500
定第10号	〃	300	1,400	500
定第11号	〃	200	1,000	300
定第17号	〃	300	1,000	700
定第18号	〃	350	1,000	500
定第20号	〃	350	1,000	1,000
定第21号	〃	350	1,000	1,000
定第22号	〃	300	500	1,000
定第23号	〃	350	500	1,000
定第25号	〃	350	500	1,000
定第26号	〃	350	500	1,000
定第27号	〃	350	500	1,000
定第28号	〃	350	500	1,000
定第30号	〃	350	500	1,000
定第31号	〃	350	700	500
定第32号	〃	350	800	300

定第33号	〃	350	1,000	500
定第35号	〃	350	1,000	700
定第36号	〃	100	300	150
定第37号	〃	100	300	150
定第38号	〃	100	400	250
定第50号	〃	350	1,000	700
定第51号	〃	350	995	975
定第52号	〃	350	1,000	600
定第53号	〃	350	1,000	600
定第55号	〃	350	1,000	600
定第56号	〃	350	1,000	600
定第57号	いわし定置漁業	300	500	800
定第58号	ぶり定置漁業	300	500	800
定第60号	〃	300	500	800

備考 「沖合」とは、垣網の磯の端から天張りを結ぶ直線と直角をなす直線のうち天張りを通る直線の沖合を、「左側」とは、陸岸から沖を見て垣網の磯の端から天張りを結ぶ直線の左側を、「右側」とは、陸岸から沖を見て垣網の磯の端から天張りを結ぶ直線の右側をいう。

第2 指示の有効期間

令和5年9月1日から令和10年8月31日まで。